

平成14年度 小・中学校児童生徒の就学援助申請は3月29日(金)までに

経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品など教育費を援助する制度があります。受給希望者は次により申請してください。

・援助を受けられる保護者

次のいずれの措置を受けた者で生活困窮により真に援助を必要とする者

- 平成13年度において保護者が生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
- 市町村民税の非課税又は減免を受けた者
- 固定資産税の減免を受けた者
- 児童扶養手当受給者
- その他

なお、年度途中においても事情により生活困窮となった場合は、援助を受けられますので申請してください。

・援助する費目

学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、医療費（学年によって支給費目が異なります。）

・申請手続き

保護者は3月29日(金)までに教育委員会に申請書を提出してください。今まで受けていた人も希望者は、申請してください。(申請用紙は教育委員会にあります。)

・認定

援助の認定は、申請書や他の資料及び必要に応じ、関連機関の助言を参考にし、決定します。

申し込み・問い合わせ先

役場 教育委員会 (電話 38-3111 内線 267)

大学生奨学金貸付申込みを受付けます

優秀な学生で経済的な理由により、就学が困難な学生に対して学資を貸与し、人材の育成を図ることを目的とした、小須戸町奨学金貸付制度があります。この制度は、大学生（短期大学、専門学校は除く）を対象にしたもので、希望される方は次により申し込みをしてください。

・資格

1. 小須戸町に1年以上居住している世帯の子弟
2. 善良で、かつ健康であって学資の支弁が困難と認められた者

・貸与期間

貸与決定の月から在学する学校の最短期間卒業まで

・手続き

14年度の貸与を希望される方は、奨学金貸付申込書を4月25日(木)までに教育委員会へ提出してください。(申込用紙は教育委員会に準備してあります。)

・貸与額

月額 3万円

・資格の決定

出願者の人物や学資支弁の困難な程度について適格度の高いものから20名を限度として決定します。

・その他

小須戸町奨学金以外の公、私設の奨学金との併給は禁止します。(奨学金は無利子とします。)

申し込み・問い合わせ先

役場 教育委員会 (電話 38-3111 内線 267)

利休忌



わび茶の伝統を受け継ぎ、現代茶道の基礎をつくりあげた安土・桃山時代の茶人、千利休。彼の生涯に、その運命を決定づける人物、豊臣秀吉が登場するのは、織田信長の茶頭を務めていた五十代初めのことでした。

茶頭とは、茶の湯のことをつかさどる役で、信長の時代には政治にもかかわり、次第に権力をもつようになりました。

当時、茶頭としては三番手だった利休ですが、天正十年（一五八二）に本能寺の変で信長が倒れ、秀吉が天下統一を達成すると、筆頭茶頭にとりたてられ、側近として重用されます。この後の数年間で利休は茶の湯を大成させ、天下一の宗匠として、茶頭以上の存在となって絶大な権勢を誇りました。

しかし、利休と秀吉の間には、やがて少しずつ亀裂が生じ始めます。天正十九年（一五九一）正月二十二日、秀吉の弟で、利休とも非常に親しい間柄であった秀長が没すると、事態は一挙に進行していきます。

利休が秀吉の命により切腹したのは、それから一か月あまり後の二月二十八日（新暦では三月二十八日）。利休が大徳寺山門に自らの木像を置いたことが不敬不遜にあたるというのが、公の罪状でした。

利休は菜の花を好み、自刃のときも菜の花を生けたといわれます。今日でも、利休忌にはしばしば菜の花が供えられます。



＊利休・俳句・茶道などの師匠

学童保育

「児童クラブ」入所児童の募集

小須戸町では、平成12年度から学童保育を実施しています。小学校の下校後において、留守家庭児童の健全育成と児童の福祉増進を図るための制度です。

学童保育施設を「児童クラブ」と言います。入所を希望される保護者の方は、役場保健福祉課福祉係または、こすど児童クラブにお申込み下さい。



1. 児童クラブの名称及び場所

「こすど児童クラブ」 ☎38-4928
小須戸町若葉町3丁目（消防小須戸分署裏・中央コミュニティセンター併設）

2. 開所時間等

・平日 下校時刻から午後6時30分まで
・土曜日 午前8時30分から午後6時30分まで
※但し、夏・冬・春休み等は午前8時30分から午後6時30分まで
○児童クラブからの帰途は、保護者の迎えか、児童の徒歩になります。
※休所日 日曜日、祝日、年末年始（1/29～1/3まで）

3. 定員

30名

4. 入所資格

- ① 町内の小学校1年生から3年生までの児童で、下校帰宅後において生計その他の事情で保護者が不在のため適切な保護が得られない児童
- ② ①の他、小学校4年生から6年生までの児童においても同様の理由で適切な保護が得られない児童で町長が認めた児童

5. 利用料

児童1人につき 月額3,000円 但し、1か月の通所日数が12日未満の場合は、月額1,500円（生活困窮、被災等の世帯は減免あり。同一世帯は2人目から半額）

6. 入所申込み

- ①提出書類 児童クラブ入所申込書、父母の勤務状況証明書、児童クラブ利用料減免申請書（該当者のみ）
- ②申込み締切 平成14年3月15日（金）（年度途中も可、但し、入所状況による。）
- ③申込み先 役場保健福祉課福祉係または、こすど児童クラブ

7. 入所の決定

平成14年3月25日付けで、申込み保護者に通知します。

8. お問い合わせ先

小須戸町役場保健福祉課福祉係（☎38-3111 内線152）
こすど児童クラブ（☎38-4928）

